

郡山市で実施する障害福祉サービス事業所等の総量規制の解除について

総量規制とは、自治体における障害福祉サービス等の提供に必要な事業所数が確保されている場合に、法令に基づき定員増を伴う指定を制限することができるものです。

郡山市では、郡山市障がい者福祉プランにおいてサービスの見込量を設定し、計画的に障害福祉サービス事業所等の指定を進めており、この見込量に必要な事業所数が確保できていたことから就労継続支援 A 型及び B 型については総量規制を実施しております。

この度、各サービスを提供する事業所数が、第 6 期福祉プランに定める各サービスの見込量に達していないことを確認したことから、障害をお持ちの方の選択肢を広げ、様々なニーズに対応するべく、令和 6 年 10 月 1 日より総量規制を解除いたします。

なお、総量規制の解除後も新規指定の申請については、市内の状況やニーズを把握した上で事業を計画しているか、健全かつ着実な運営が可能な法人であるか等を引き続き厳正に審査してまいります。

事業計画の承認を含め、事前相談から指定まで数ヶ月を要する場合がありますので、計画的にお手続きいただきますようお願いいたします。

現在の総量…[障がい者（児）施設のページ](#)をご確認ください。

見込量…[第 6 期郡山市障がい福祉プランのページ](#)をご確認ください。

【根拠法令】

■障害者総合支援法

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第 36 条 第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

（中略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第 1 項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第 89 条第 2 項第 2 号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 29 条第 1 項の指定をしないことができる。

■障害者総合支援法施行規則

(法第36条第2項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)

第34条の20 法第36条第2項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス(第34条の22において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

■児童福祉法

第21条の5の15 第21条の5の3第1項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)ごとに行う。

2 放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援(以下この項及び第5項並びに第21条の5の20第1項において「特定障害児通所支援」という。)に係る第21条の5の3第1項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

(中略)

5 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第1項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域(第33条の22第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第21条の5の3第1項の指定をしないことができる。

■児童福祉法施行規則

第18条の30の2 法第21条の5の15第2項に規定する内閣府令で定める障害児通所支援は、児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)及び放課後等デイサービスとする。

【その他】

近隣市町村の総量規制については各市町村へ、障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の指定については管轄の各保健福祉事務所並びに福島県へお問い合わせください。